

六ヶ所村地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少及び少子高齢化が進行する本村において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域の活性化を推進するため地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、六ヶ所村地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、村及び地域住民等と連携を密にし、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域資源や特産品の発掘及び販売促進に関する活動
- (2) 農林業、商業及び観光の振興に関する活動
- (3) 地域おこしに関する活動
- (4) 地域間交流及び移住・定住の促進に関する活動
- (5) 住民の生活、地域コミュニティに関する支援活動
- (6) その他村長が認める活動

(隊員の委嘱)

第3条 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。)をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。)等に住所を有する者で、生活拠点を六ヶ所村内に移し、住民票を異動させることに了承する者(委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、村内に定住・定着している者を除く。)
- (3) 地域の活性化に深い知識と熱意を有し、かつ、積極的に活動できる者
- (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に活動が遂行できる者
- (5) 普通自動車運転免許を有している者

2 前項の規定により委嘱された隊員は、速やかに村内に住民票を異動させるものとする。

(隊員の委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は1年とする。ただし、年度途中で委嘱する場合は、委嘱年度の末日までとする。

2 委嘱期間は3年を超えない期間で延長することができるものとする。

3 前項の規定により委嘱期間を延長する場合には、年度単位で期間を延長する。

(隊員の活動条件)

第5条 隊員の活動は、六ヶ所村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する職員の例による。この場合において、村長は、隊員に活動を要しない日において特に活動することを命じた場合には、活動を要するいずれかの日を、活動を要しない日に変更し、振り替えることができる。

2 隊員の活動時間は、1日につき7時間30分とする。この場合において、標準的な活動時間帯は、午前8時30分から午後5時までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。活動時間帯については活動内容により、変更できるものとする。ただし、7時間30分を超えないものとする。

(隊員の身分)

第6条 隊員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(社会保険等の適用)

第7条 隊員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

2 前項に定めるもののほか、隊員が活動上負傷し、又は疾病にかかった場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の例により保障する。

(隊員の報酬等)

第8条 隊員の報酬は、月額200,000円とする。

2 扶養親族を有する隊員に対して26,000円を上限として六ヶ所村職員の給与に関する条例（昭和48年条例第2号。以下「給与条例」という。）第10条に掲げる額を報酬に加算する。

3 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその隊員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

4 扶養親族の届出等の取り扱いについては給与条例第11条の規定を準用する。

5 隊員の報酬及び費用弁償は、六ヶ所村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年六ヶ所村条例第103号）に定めるところにより支給する。

6 村長は、隊員に手当の支給は行わない。ただし、隊員の住居に関する費用は、

予算の範囲内で負担することができる。

7 村長は、隊員に活動のための旅行を命じた場合は、六ヶ所村職員等の旅費に関する条例(平成14年六ヶ所村条例第30号)の規定に準じて旅費を支給する。

8 村長は、第2条に掲げる活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給する。

(報酬の減額)

第9条 隊員が活動しない時は、勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた活動時間の全部を活動した隊員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた活動時間の全部を活動した隊員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その活動しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その活動しない1時間につき、報酬月額(第8条第2項により加算される報酬を除く)に12を乗じ、その額を1週間当たりの活動時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した報酬を支給する。

(休暇)

第10条 隊員の休暇については、勤務時間条例の適用を受ける一般職の例による。

(隊員の活動の特例)

第11条 隊員は、活動時間外において、村長が認める次に掲げる活動等を行うことができる。

(1) 協力隊活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動等

(2) 隊員の活動終了後の定住に向けた基盤づくりに必要な実証活動であつて、対価を得る活動等

(身分証明証の携帯等)

第12条 隊員が活動を遂行するときは、常に身分証明証(別記様式)を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工してはならない。

3 身分証明書の記載事項に変更があつた場合は、速やかに村長に身分証明書の書き換えを願い出なければならない。

4 身分証明証を紛失し、又はき損したときは、直ちに村長に届けなければならない。

5 身分証明証は、隊員を退いたときには、直ちに村長に返還しなければならない。

い。

(報告)

第 13 条 隊員は、第 2 条に規定する活動の実施状況について、村長が別に指示するところによる業務日報にまとめ、村長に提出しなければならない。

2 隊員は、要請があったときは、活動報告会に出席し、必要に応じて活動の実施状況等について報告しなければならない。

(退職)

第 14 条 隊員は、自己都合により任期の途中において退職を希望する場合は、原則として、希望日の 30 日前までに、村長が別に指示するところによる退職届を村長に提出しなければならない。

(解嘱)

第 15 条 村長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても、これを解嘱することができる。

(1) 法令若しくはこの要綱に違反し、又は活動を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、協力隊の活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(守秘義務)

第 16 条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治活動等の禁止)

第 17 条 隊員は、活動を利用して政治活動及び宗教活動を行ってはならない。

(村の役割)

第 18 条 村長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

(1) 隊員の活動に関する総合調整

(2) 隊員の活動に関する住民等への周知

(3) 隊員の活動終了後の定住支援

(4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

(庶務)

第 19 条 協力隊に関する諸務は、第 2 条各号に掲げる活動の所管課で処理する。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。